

八潮市告示第10号

八潮市新庁舎売店等運営事業者選定公募型プロポーザルの実施について

八潮市新庁舎売店等運営事業者について、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年1月13日

八潮市長 大山 忍

1 事業名称

八潮市売店等運営事業

2 事業内容

八潮市新庁舎売店等運営事業者選定公募型プロポーザル実施要領のとおり

3 事業期間

契約締結の日から5年間

4 貸付料

売店貸付料最低価格と自動販売機設置場所貸付料最低価格を併せた合計額以上とし、価格提案書に事業者が記載した額に、消費税及び地方消費税を加えた額とする。

売店貸付料 最低価格…月額 30,000 円（税抜き）

自動販売機（4台）設置場所貸付料 最低価格…月額 36,048 円（税抜き）

5 その他事項

参加資格、参加手続等詳細は、「八潮市新庁舎売店等運営事業者選定公募型プロポーザル実施要領」に定めるところによる。

6 担当課

八潮市 企画財政部 アセットマネジメント推進課

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

電話：048-996-2111（内線845） F A X：048-995-7367

電子メール：chosha-seibi@city.yashio.lg.jp